

第17期(2023年12月期)
決算公告

2024年4月1日

山形県鶴岡市覚岸寺字水上234番地1

Spiber株式会社

代表執行役 関山 和秀

貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(11,351)	流動負債	(3,493)
固定資産	(66,862)	固定負債	(37,215)
有形固定資産	7,366		
無形固定資産	14		
投資その他の資産	59,481		
		負債合計	40,708
		(純資産の部)	
		株主資本	(32,857)
		資本金	90
		資本剰余金	63,346
		利益剰余金	△29,474
		自己株式	△1,104
		新株予約権	(4,648)
		純資産合計	37,505
資産合計	78,214	負債純資産合計	78,214

損益計算書

自 2023年1月1日
至 2023年12月31日

(単位:百万円)

科目	金額
営業収益	752
営業原価	516
売上総利益	236
営業費用	7,379
営業損失(△)	△7,142
営業外収益	5,662
営業外費用	1,809
経常損失(△)	△3,289
特別損失	225
税引前当期純損失(△)	△3,514
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	12
当期純損失(△)	△3,531

個別注記表

自 2023年1月1日
至 2023年12月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他投資有価証券

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、仕掛品 …… 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

原材料 …… 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

貯蔵品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 …… 定率法(ただし、建物(付属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、一部の製造用機械装置については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	8～38年
構築物	10～50年
機械及び装置	7～24年
車両運搬具	6～7年
工具、器具及び備品	4～8年

②無形固定資産 …… 定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。
自社用ソフトウェア 3～5年

③リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法
を採用しております。

④長期前払費用 …… 支出の効果が及ぶ期間で均等償却しております。

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

また、未経過リース料の期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法を採用して
おります。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

課徴金引当金 …… 過年度の有価証券報告書等の不提出に伴い、金融商品取引法に基づく課徴金の発生が見込まれます。このうち、課徴金納付の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることが出来る部分について引当金を計上しております。

製品保証引当金 …… 当社が納入した製品に対して補修すべき費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

①契約金収入

当社は株式会社ゴールドウインとの独占的事業提携契約に基づく知的財産へのアクセス権の提供を履行義務として識別しております。当該履行義務は履行期間を通じて均等に充足されるため、契約に定める期間にわたり受取金額を上限に均等に収益を認識しております。

②売上高(構造タンパク質繊維素材の販売)

当社は構造タンパク質繊維素材の製造・販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の検収時点で収益を認識しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の会計処理

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,398 百万円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 5,125 百万円

短期金銭債務 455 百万円

長期金銭債権 38,567 百万円

(3) 保証債務及び担保に供している資産及び担保に係る債務

当社は、Brewed Protein™の米国での量産体制構築、並びに新素材の研究開発等に充当することを目的に、株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約を締結し、金銭債権の流動化取引を用いて、特別目的会社である合同会社Eveより資金調達をしております。

①担保に供している資産(注1)

売掛金	101 百万円
構築物	1 百万円
機械及び装置	2,716 百万円
車両運搬具	1 百万円
工具、器具及び備品	90 百万円
土地	2,481 百万円
建設仮勘定	683 百万円
関係会社株式	20,960 百万円
関係会社出資金	1 百万円
関係会社長期貸付金	38,567 百万円
合計	65,605 百万円

②担保に係る債務(注2)

1年内返済予定長期借入金	2,500 百万円
長期借入金	36,250 百万円
合計	38,750 百万円

注1. 上記の他、当社が単独出願しており、かつ国内登録済の特許権について質権を設定しております。

注2. 当社は、合同会社Eveに対し、上記借入金と同額の債務保証を行っております。

(4) 財務制限条項

金銭消費貸借契約及び本貸付債権の流動化取引(当事業年度の貸借対照表計上額は、1年内返済予定長期借入金2,500百万円及び長期借入金36,250百万円)については、財務コバナンツの遵守として、以下の通り財務制限条項が付されております。

- ① 当社保有の特許権評価額に対する当社グループ全体の借入残高の割合を一定の基準以下に維持すること。
- ② 当決算期及び当該決算期の直前の決算期のいずれかの決算期において、当社連結フリーキャッシュフロー値(営業キャッシュフロー+投資キャッシュフロー+資本調達)が2期連続して赤字にならないこと。又は、当該連続するいずれかの決算期末日における連結貸借対照表において、現預金の残高を50億円以上に維持すること。

3. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生は、資産除去債務に対応する除去費用、固定資産圧縮積立金、前受金であります。

4. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社名	議決権等の 所有 (被所有)割 合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Spiber (Thailand) Ltd.	(所有) 直接 100%	①当社グループのタイ 国における発酵プラント 生産及び原材料購入 ②役員の派遣(4名)	原材料の購入	2,472	買掛金	388
				資金の貸付	1,858	関係会社長期貸付金	1,858
				利息の受取	36	未収収益	57
子会社	Spiber America LLC	(所有) 間接 100%	①当社グループの米国 におけるプラント建設・ 稼働準備 ②役員の派遣(3名)	資金の貸付	36,599	関係会社長期貸付金	36,599
				利息の受取	2,155	未収収益	1,990
				整備利用権、製 造委託及びプラ ント建設等に関する 立替支払	2,994	立替金	2,996

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法

1. Spiber (Thailand) Ltd.との原材料購入につきましては、同社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. Spiber (Thailand) Ltd.との資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して決定しており、同社の事業運営のためのものであります。なお、担保は受け入れておりません。
3. Spiber America LLC.との資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して決定しており、同社の事業運営のためのものであります。なお、担保は受け入れておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,080円77銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △118円09銭

6. 重要な後発事象に関する注記

1. 新株の発行

当社は、当事業年度期末日後の期間において、以下の通り新株を発行しております。

① 第三者割当増資 499百万円

(1)概要

当社は、2023年8月30日開催の臨時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2023年12月18日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2024年1月5日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 106,382株
発行価額	1株につき金4,700円
発行価額の総額	499百万円
払込期日	2024年1月5日
割当先及び割当株式数	日清食品ホールディングス株式会社 106,382株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌事業年度以降における研究開発に充当する予定であります。

② 第三者割当増資 499百万円

(1)概要

当社は、2023年8月30日開催の臨時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2023年12月18日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2024年1月4日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 106,382株
発行価額	1株につき金4,700円
発行価額の総額	499百万円
払込期日	2024年1月4日
割当先及び割当株式数	兼松株式会社 106,382株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌事業年度以降における設備投資資金、研究開発及び運転資金等に充当する予定であります。

③ 第三者割当増資 999百万円

(1)概要

当社は、2023年8月30日開催の臨時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2024年1月19日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2024年1月31日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 212,765株
発行価額	1株につき金4,700円
発行価額の総額	999百万円
払込期日	2024年1月31日
割当先及び割当株式数	関西ペイント株式会社 212,765株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌事業年度以降における設備投資資金、研究開発及び運転資金等に充当する予定であります。

④ 第三者割当増資 1,434百万円

(1)概要

当社は、2023年8月30日開催の臨時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2024年1月19日開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2024年1月31日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 305,234株
発行価額	1株につき金4,700円
発行価額の総額	1,434百万円
払込期日	2024年1月31日
割当先及び割当株式数	Moussesilk Limited 305,234株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌事業年度以降における設備投資資金、研究開発及び運転資金等に充当する予定であります。

⑤ 第三者割当増資 499百万円

(1)概要

当社は、2023年8月30日開催の臨時株主総会にて決議された「募集株式に関する募集事項の決定の委任」に基づき、2024年1月29日書面開催の取締役会において、第三者割当による募集株式の発行を決議し、2024年1月31日に当該募集株式の発行に係る払込を受けております。

(2)募集株式の発行の内容

発行株式の種類及び数	普通株式 106,382株
発行価額	1株につき金4,700円
発行価額の総額	499百万円
払込期日	2024年1月31日
割当先及び割当株式数	小松マテレー株式会社 106,382株
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(3)資金の使途

発行価額の総額を、翌事業年度以降における設備投資資金、研究開発及び運転資金等に充当する予定であります。

2. 子会社の増資

当社は、2023年9月15日開催の取締役会にて決議された合同会社Eveとの金銭消費貸借契約書に関する第二全面変更契約等の締結に伴い、知財保有ビークルである連結子会社Spiber IP Management合同会社を設立しており、2024年3月1日付で同社に対して当社特許(総額0百万円)を現物出資しております。また同社出資金は、金銭消費貸借契約書に基づき担保に供される予定であります。

(1)目的

知財保有及び知財管理事業立ち上げのため。

(2)増資の内容

発行会社	Spiber IP Management合同会社
払込金額	0百万円
払込日	2024年3月1日
増資後出資金	1百万円
出資比率	当社 100%
その他	当社が取得した子会社Spiber IP Management合同会社の出資金は、金銭消費貸借契約に基づき担保に供される予定であります。

3. 子会社への資金貸付

当社は、知財管理事業資金に充当するため、2024年2月14日開催の取締役会にて連結子会社である Spiber IP Management 合同会社との間で金銭消費貸借契約を締結することを決議しました。

(資金貸付の内容)

資金用途	運転資金
貸付金額	500百万円
貸付期間	2024年3月8日～2025年12月31日
貸付利率	固定金利(基準金利+スプレッド)

4. 子会社の設立

当社は、以下の通り2024年2月21日に子会社を設立しております。当社が取得した子会社の株式は、金銭消費貸借契約に基づき担保に供される予定であります。

(1)目的

連結子会社Spiber IP Management 合同会社の持ち株会社としての設立であり、知財管理事業運営のため。

(2)子会社の概要

会社名	Spiber IP Management Holdings A株式会社	Spiber IP Management Holdings B株式会社
事業の内容	知財管理事業の管理・運営	
資本金及び資本準備金	1百万円	1百万円
設立時期	2024年2月21日	
取得する株式数	100株	100株
取得価額	1百万円	1百万円
出資比率	当社 100%	
その他	当社が取得した上記子会社株式は、金銭消費貸借契約に基づき担保に供される予定であります。	

5. 投資契約に関する覚書の締結

当社が株式会社海外需要開拓支援機構との間で2021年9月7日付で締結した投資契約について、米国における量産計画の最新状況を踏まえて協議を重ねた結果、2024年3月1日付で覚書を締結しました。

(覚書の内容)

発行会社及び創業者株主は、取締役会及び執行役への助言機関としてのアドバイザリーボードを2024年3月末日までに発行会社に設置するなど、発行会社にとって相応しい取締役の選任や適切な人的体制構築の実施、及び本期限の利益喪失事由又は本潜在的期限の利益喪失事由(いずれも株式会社三菱UFJ銀行との間で締結した金銭消費貸借契約に定義される。)が発生し、又は継続していないことを条件として、2025年3月31日までの間、「7. その他の注記(株式買取請求権条項)」に定める株式買取請求権を行使しない。

7. その他の注記

(株式買取請求権条項)

当社がCJP SE IX Holdings, L.P.との間に2021年9月7日付で締結した投資契約には、2023年以降、米国における量産計画の大幅な見直しを含む特定の事由が生じた場合に限り行使可能な株式買取請求権が付されております。また、当社が株式会社海外需要開拓支援機構との間に2021年9月7日付で締結した投資契約(これらの投資契約を合わせ、以下、「本契約等」という。)については、2024年3月1日付で変更契約が締結されており、一定の条件のもと、株式買取請求権の権利を2025年3月末まで行使されないことが定められております。なお、当事業年度末までに、CJP SE IX Holdings, L.P.は10,000百万円、株式会社海外需要開拓支援機構は9,999百万円を払い込んでおります。但し、当社が金融商品取引所に当社株式の上場申請を行った場合、本契約等は終了します。